

○八女西部広域事務組合職員被服等貸与規程

(昭和 50 年 4 月 1 日 規程第 1 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、組合職員に対する被服等の貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の範囲)

第 2 条 この規程において職員とは、八女西部広域事務組合に常時勤務する職員とする。ただし、臨時的任用職員及び非常勤の職員で組合長が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

(被服貸与)

第 3 条 被服の品目数量、貸与期間は別表に定めるところによる。ただし、組合長が特に必要と認めたときは数量を増減し、又は貸与期間を伸縮することができる。

(被服の着用)

第 4 条 被服の貸与を受けた職員は、勤務中常時これを着用しなければならない。ただし、特別の事由により所属長の許可を得たときは、この限りでない。

(保管)

第 5 条 職員は、貸与被服等の使用及び保管については善良な管理者としての注意を払わなければならない。

(弁償)

第 6 条 職員は、貸与被服等を亡失又はき損したときは、直ちに組合長に届け出てその程度に応じ弁償しなければならない。ただし、職務のため避けることのできない事由によると認められるものについては、この限りでない。

(返納)

第 7 条 職員は、貸与期間中退職、転職、失職、死亡又は休職等により業務に従事しなくなったときは、貸与被服等は直ちに返納しなければならない。ただし、残余の貸与期間に応じ代料をもって返納させることができる。

2 貸与期間を終了した貸与被服等は、返納することを要しない。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 現に被服等の貸与を受けている職員の被服等は、この規程により貸与を受けたものとみなす。

別表

貸与該当職員	品目	数量	貸与期間	附記
一般事務に従事する職員	夏事務服	1	2年	
	冬事務服	1	3	
塵芥の処理に従事する職員	作業服(上)	3	1	夏物2 冬物1
	作業服(下)	3	1	夏物2 冬物1
	防寒服	1	使用不能のとき	
	作業帽子	1	1	
	運動靴	3	1	
	手袋	2	1週	
	安全靴	1	使用不能のとき	
	ゴム長靴	2	使用不能のとき	短 長
	マスク	1	使用不能のとき	
	雨衣	1	使用不能のとき	
	安全帽	1	使用不能のとき	
	エンカン服	1	使用不能のとき	